

千葉県建築物 ユニバーサルデザイン 整備指針

—— 県民一人ひとりがユニバーサルデザインの担い手になるために ——

千 葉 県



はじめに

21世紀は、県民一人ひとりが主役となって、自らが暮らしやすい地域社会をつくっていく時代です。

近年、人々の価値観の多様化、本格的な少子・高齢社会の到来、インターネットの普及などによる情報化の進展など社会環境が大きく変化する中で、年齢、国籍、性別、個人の能力を問わず、すべての人が公平・平等に参加できる社会の実現のため、ユニバーサルデザインの理念に基づく環境づくりが様々な分野で求められてきています。

建築物においても、誰もが、全ての建築物を安全・安心で快適に利用していくため、ユニバーサルデザインの理念に基づいた整備がより一層必要となっています。

本指針では、ユニバーサルデザインによる建築物の整備を推進するため、建築物の「ハード面」、施設の運営や人によるサービス等の「ソフト面」、それらを実現するための「取組手順」の3つの視点から建築物の整備のあり方を示すとともに、さらに「住まい」については、項目を分けて、安全に、安心して、快適に、いつまでも住み続けられる整備のあり方を示しています。

建築物の整備や住まいづくりにあたり、一人でも多くの方に本指針を御活用いただき、建築物の利用者、事業者、設計者、施工者、NPO、研究者、行政が一体となって、ユニバーサルデザインによる建築物の整備を推進することで、一人ひとりの持ち味を生かし、安心していきいきと暮らすことができる地域社会を実現していきたいと考えています。

ユニバーサルデザインは、常によりよいものにしていこうとする考え方が大切です。これからも県民の皆様と御一緒に、経験を積み重ね、ユニバーサルデザインを一層推進していきたいと考えておりますので、皆様の御支援・御協力をお願いいたします。

平成17年 3月

千葉県知事 堂本 暁子

I 整備指針策定の趣旨

1 背景	5
2 指針の目標	7
3 指針の内容	8

II 誰にでも使いやすい建築物の整備指針

1 ハード面の整備について	9
(1) 公平に利用できること	10
(2) わかりやすいこと	11
(3) 移動しやすいこと	12
(4) 利用方法を選択できること	14
(5) 十分な幅・広さがあること	15
(6) 安全・安心に利用できること	17
(7) 情報が伝わりやすいこと	18
(8) 良いデザインであること	19
(9) 使い続けられること	19
(10) 費用が妥当であること	20
2 ソフト面の整備について	21
(1) 施設情報の提供	21
(2) 施設の運営上の工夫	23
(3) 人によるサービス	24
3 誰にでも使いやすい建築物を実現する取組手順	25
(1) 多様な利用者のニーズの把握	27
(2) 多様なニーズを十分反映させた計画	28
(3) 工事途中の確認	29
(4) 事後評価による施設の運営・改善への反映	29

III 安全、安心、快適に住み続けられる住まいの整備指針

(1) ライフスタイルや家族構成へ適合すること	30
(2) 安全・安心に暮らせること	31
(3) 快適に暮らせること	32
(4) 移動しやすいこと	32
(5) 使いやすいこと	33
(6) わかりやすく、危険につながらないこと	34
(7) 改善しやすいこと	35
(8) 地域の人々と交流し、支えあうこと	36

IV ユニバーサルデザインによる建築物を実現するために

(1) 県民の役割	37
(2) 事業者の役割	37
(3) 専門家やNPOの役割	37
(4) 行政の役割	38

V 資 料 編

(1) 用語解説 (本文中の*印を付けた用語について、解説しています。)	39
(2) 助言等	41
(3) 資料提供等協力先	42
(4) 協力	42

ユニバーサル デザインとは

年齢、国籍、性別、個人の能力を問わず、誰もが可能な限り利用しやすいように、特別仕様のデザインをすることなしに、製品、建築物、環境をデザインすることです。

この考え方は、アメリカのノースカロライナ州立大学ユニバーサルデザインセンター所長であった故ロナルド・メイス氏によって提唱されたもので、7原則から構成されています。

ユニバーサルデザインの7原則

- ① 誰にでも公平に利用できること
- ② 使う上で自由度が高いこと
- ③ 使い方が簡単ですぐわかること
- ④ 必要な情報がすぐに理解できること
- ⑤ うっかりミスや危険につながらないデザインであること
- ⑥ 無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に利用できること
- ⑦ アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること

I

整備指針策定の趣旨

1 背景

(1) 本県の地域特性の中で
求められるもの

本格的な少子高齢化を迎える中、本県では、近い将来、人口の5人に1人が65歳以上の方になります。県南部を中心として、高齢者人口の割合が高い地域がある一方、県北西部や新しく開発された住宅地などでは割合が低い地域もあるなど、地域ごとに格差があります。高齢者人口割合の低い地域でも今後高齢者数の大幅な増加が見込まれ、県全体でも高齢者の人口は、全国平均よりも急激な増加が予想されます。

一人の女性が一生の間に生む平均子供数(合計特殊出生率)においても平成15年度では1.20人と全国平均の1.29人を下回っています。

障害のある人たちの状況は、平成16年現在で138,210人(身体障害者手帳*1の交付者数)となっています。過去5年間の推移は、重度の障害のある方が24.5%、中度の障害のある方が20.1%増えるなど、大きく増加傾向にあるのに対し、軽度の障害のある方は3.6%と横ばい状態にあり、全体として障害の重度化傾向がうかがえます。

このような状況のなかで、高齢者・障害のある人たちをはじめとした全ての人々が利用しやすい建築物を整備するとともに、安心して子供を育てることができる居住環境や、様々な家族構成や暮らし方に対応した居住環境を整備し、「一人ひとりが安心していきいきとする暮らし」を創造することが求められています。そして、高齢者・障害のある人たちをはじめとした、全ての人々が地域で自分らしく平等に、誇りをもって生きていく権利を実現していくことが重要となっています。

また、本県の特色として、首都圏にあって温暖で豊かな自然を有しているため、年間を通して多くの観光客が訪れます。さらに海外の玄関口である成田空港を有していることから、国際性に富んだ特色・特徴があり、多くの外国人も訪れます。それらの人々にとっても訪れて楽しく、安心して快適に生活できるまちづくりを行っていくことも重要となってきています。

(2) 建築物の整備で求められるもの

平成8年に「千葉県福祉のまちづくり条例」*²を制定し、不特定かつ多数の人が利用する建築物及び公共交通機関の施設、道路、公園などの「公益的施設等」について、高齢者、障害のある人などが安全かつ快適に利用できるよう、「整備基準」を定めて、その整備を推進してきました。

その結果、多くの公益的施設が高齢者、障害のある人などに利用できるように整備されてきています。

今後はさらにすべての建築物について、すべての県民や千葉県を訪れる人々が、公平に、安全に、安心して、そして快適に利用し続けられるようにユニバーサルデザインの理念に基づいた整備を推進していくことが求められています。

《千葉県と国の取組》

千葉県の取組

平成8年に「千葉県福祉のまちづくり条例」*²を制定し、「整備基準」を定め、不特定多数の人が利用する建築物や公共交通機関の施設、道路、公園などの「公益的施設等」について、高齢者や障害のある人などが安全で快適に利用できるように整備を推進しています。

国の取組

平成6年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(通称：ハートビル法)*³が制定され、高齢者、身体障害者などが円滑に利用できる建築物の整備が進められています。

また、平成12年には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化に関する法律」(通称：交通バリアフリー法)*⁴が制定され、公共交通機関及びこれを中心とした周辺地区や周辺地区内の建築物の一体的なバリアフリー化が進められています。

さらに、これらの法律の連携はもとより、各行政機関及び官民が協力して、ユニバーサルデザインの考え方のもと、誰もが暮らしやすい生活環境を整備するため、平成16年6月には「バリアフリー化推進要綱」*⁵が決定されています。

2 指針の 目標

多数の人が利用する建築物は、高齢や障害のために体の不自由な人、妊婦、乳幼児を連れた人、外国人など、様々な人々の多様な利用が想定されます。また、住まいや生活に密着した建築物は毎日利用され、生活の基盤ともいえるものです。

このように、建築物は、人が住む、働く、集うなどの生活の基本となるものであり、それらを、ユニバーサルデザインにより、年齢、国籍、性別、個人の能力などを問わず、誰もが公平に、安全に、安心して、そして快適に、利用できるように整備することが本指針の目標です。

一人でも多くの方に建築物におけるユニバーサルデザインを知っていただき、建築物の利用者、事業者、設計者、施工者、NPO*⁶、研究者、行政が連携してユニバーサルデザインによる建築物の整備に取り組んでいきたいと考えています。

3 指針の内容

(1) 誰にでも使いやすい建築物の整備指針

①ハード面について

敷地内の通路、道路、駅などの周辺環境とのつながりなども含めた建築物のハード面の整備のあり方を示しています。

②ソフト面について

「施設情報の提供」、「施設の運営上の工夫」、「人によるサービス」の項目に分けてソフト面の整備のあり方を示しています。

③取組手順について

様々な利用者の多様なニーズに配慮しながら、ユニバーサルデザインによる建築物の整備を実現するための手順の例を示すとともに、利用開始後も利用状況の調査などを行い、施設の運営・改善に反映することの重要性についても解説しています。

(2) 安全、安心、快適に住み続けられる 住まいの整備指針

住み手のライフスタイル*⁷や家族構成などにあわせ、安全、安心、快適に住み続けられる住まいの整備のあり方を示しています。

II 誰にでも使いやすい 建築物の整備指針

この章では、多数の人が利用する建築物を中心に、整備のあり方について、ハード面、ソフト面、それを実現するための取組手順の3つの視点から述べています。

1 ハード面の整備について

誰にとっても公平に、安全に、安心して、そして快適に、建築物を利用できるように整備するための考え方を以下に示します。

- (1) 公平に利用できること
- (2) わかりやすいこと
- (3) 移動しやすいこと
- (4) 利用方法を選択できること
- (5) 十分な幅・広さがあること
- (6) 安全・安心に利用できること
- (7) 情報が伝わりやすいこと
- (8) 良いデザインであること
- (9) 使い続けられること
- (10) 費用が妥当であること

ユニバーサルデザインの建築物を整備するにあたっては、年齢、国籍、性別、個人の能力を問わず、すべての利用者が建築物を、公平・平等に利用でき、使いやすいことが大切です。そのためには、建築物の位置や内部空間がわかりやすく、利用や移動に際して負担が少なく、安心して快適に利用できるように配慮します。

建築物だけでなく、道路や歩道など、周辺とのつながりにも十分配慮してあることが重要です。また、このように整備された建築物は、利用者や利用方法の変化にも対応しやすく、大きな改修や建替えの必要が少なくなり、長い間使い続けることができます。

(1) 公平に利用できること

年齢、国籍、性別、個人の能力を問わず、
すべての人が公平・平等に利用できるようにします。

特定の利用者を対象に、特別な整備をしたり、特別な対応をしなければ使えない建築物ではなく、すべての人ができる限り同じように移動でき、利用できるようにします。

そのためには、幅広い年齢層、様々な国籍、男性と女性、多様な個人の能力などに配慮して、すべての人が公平・平等に利用できるように建築物を整備します。



[公共施設の出入口]

自動ドアは、誰にとっても負担
なく、公平に利用できます。

(2) わかりやすいこと

建築物の位置や内部空間をわかりやすくします。

II

① 見つけやすいこと

◇ 周辺や敷地内から、目的の建築物や出入口を見つけやすくします。

② 迷わないための配慮がされていること

◇ 建築物内で迷わないために、自分の位置と目的の場所との関係がわかりやすい配置や空間構成とします。

◇ トイレなどの、複数の階に設置される共通の施設は、各階同じような場所に配置したり、よく使われる部屋は主要な通路やホールに沿って配置します。

玄関前に十分な空間を確保したために、遠くからでも建築物と玄関が見え、どこから入ればよいのか、わかりやすくなっています。
また、歩道と敷地の連続性にも配慮し、誰にでも入りやすい施設となっています。



[地域のコミュニティ施設]

(3) 移動しやすいこと

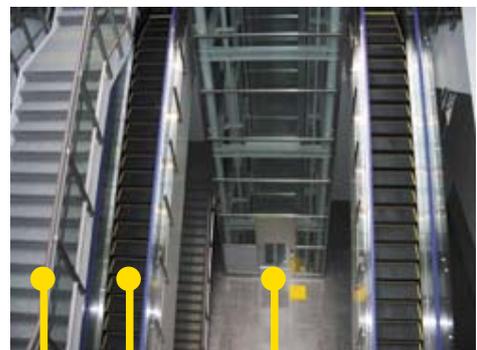
負担が少なく、誰もが同じ経路で安全に移動できるようにします。

①安全で負担が少ない経路を確保すること

- ◇道路などの外部空間から、玄関に至るまで高低差ができないように、建築物の高さを設定します。通路にはつまずきや転倒の危険のあるような段差を設けないようにします。
- ◇上下階移動のある場合は、エレベーターなどを主要な動線からわかりやすい場所に設置し、利用者の状況に応じて移動手段を選択できるようにします。
- ◇水平移動の場合は、移動距離を少なくする、滑りにくく歩行しやすい床材を選定する、手すりを設置するなどにより、安全で負担が少なくなるような配慮をします。
- ◇利用者によって特別な経路を設定せず、誰もが同じ経路、もしくは隣接した経路で移動できるようにします。
- ◇身体能力に応じて、移動の途中でも休憩ができるように、ベンチなどを設置することも大切です。

[空港内のホール]

エレベーター、エスカレーター(上り、下り)、階段が隣接して設置され移動手段が選択できるように整備されています。エスカレーターを設置する場合、荷物を持っている人や歩行が困難な人などにとっては、上りだけでなく、下りも大切です。



階段 エスカレーター エレベーター

[空港内の通路]

水平移動の負担を軽減するために動く歩道を設置しています。乗降場所の照明を明るくして、乗降位置をわかりやすくしています。



②建築物と周辺を連続させること

◇建築物の敷地内だけでなく、周辺の道路や歩道、広場とも段差のない連続したつながりに十分配慮し、移動や出入りをしやすくすることが重要です。

③非常時に、誰もが安全に避難できること

◇高齢者、視覚障害者、聴覚障害者、車いす使用者、歩行が困難な人などの多様な利用者が、安全に避難できるように、幅が広く段差のない移動経路や、一時退避できるスペースの確保などが重要です。さらに、非常時の避難にあたっては、管理者などによる人的な対応や利用者相互の協力も大切です。

◇避難経路は、できる限り通常利用している経路にします。

(4) 利用方法を選択できること

個人の能力、状況に応じて利用方法を選択できるようにします。

- ◇移動のルートや手段、施設や設備の利用、情報の入手などは、利用者の様々な個人の能力や、重い荷物を持っている時や乳幼児連れの時などの多様な状況に応じて、自らの意思で、利用方法を選択できるようにします。
- ◇トイレにおいて、高齢者、車いす使用者、オストメイト*⁸、幼児連れの親子、介助の必要な方などが状況に応じて便器などを選択できるようにします。
- ◇身体機能の違いにあわせて、手すりの位置などが選択できるようにします。
- ◇劇場、観覧場などの席も利用者の状況に応じて、位置を選択できるように配慮することも大切です。



[ホテルのトイレ]

左:車いすで使用しやすい広いスペース、左右に手すりのついた便器、オストメイト*⁸対応の汚物流しなどを、設置しています。

右:介助が必要な方などのために、折りたたみ式の簡易大型ベッドを設置しています。



[公共施設のトイレ]



[公共施設のトイレ]

左:手すりのついた小便器、オムツ替えのできるベビーベッドとともに、昇降式で高さを変更できるオストメイト*⁸対応の汚物流し台を設置しています。

[空港内の水飲み]

2種類の高さの水飲みを設け、車いす使用者や子供などが、使いやすい高さを選択できます。水を出すボタンも大きくなっています。



(5) 十分な幅・広さがあること

誰もが無理のない姿勢で、
使うのに支障のない十分な幅、広さとします。

①十分な幅の通路や出入口

◇車いすの使用なども考慮し、出入口の有効幅や通路の幅、回転するのに支障のない広さを確保します。このような通路は非常時の避難の際にも、より安全となります。



[福祉施設の廊下]

廊下の幅を広くとり、両側には連続した手すりを設置して、利用しやすくなっています。



[地域の公民館]

ゆとりのある図書室の通路幅員。ここではベビーカーを押していても、支障なく利用できます。

②十分な広さのスペース

- ◇出入口前の車寄せや駐車場などは、誰にでも動きやすく、車いすの回転や、多様な利用方法に配慮した広さを確保するとともに、雨にぬれずに使えるようにします。
- ◇ホールや各部屋なども、車いすの回転や、多様な利用方法を配慮した広さを確保します。
- ◇トイレは多様な利用者の状態や動作を理解し、誰もが無理のない姿勢で安心して利用できるように、適切な設備を設置するとともに、広さを確保します。1ヶ所のトイレに多くの設備を詰め込みすぎて、使いにくくならないように検討することも大切です。

このエントランスホールは、通路も広く、休憩ベンチや低いカウンターなどの設置により、利用しやすくなっています。また、1、2階が吹き抜けとなっており、両方の階が見通せるために、建築物の中の部屋の位置などがわかりやすくなっています。



[地域の福祉センター]

(6) 安全・安心に利用できること

建築物が安全であり、設備などの使い方を間違えても事故につながらないようにします。

- ◇建築物や家具が耐震性や防火性にすぐれ、非常時にも安全に避難できるように整備されていれば、高齢者や障害のある人たちも安心して利用できます。
- ◇ホール、階段、廊下などを安心して利用するには、適度な明るさが必要です。
- ◇ドア、家具は、誰にとっても無理のない姿勢で、大きな力を使うことなく、操作が容易なものを採用します。
- ◇設備の機器類は、使い方が簡単ですぐわかり、使用方法や操作を間違えたとしても、事故につながらず、安心して安全に利用できるものを採用します。
- ◇自動ドアやエレベーターの扉の開閉時間は、通過や乗り降りに十分な時間が必要な人がいることにも配慮します。エスカレーターや動く歩道なども同様に、乗降に不安のある人もいることに配慮した運転速度に設定します。
- ◇エレベーターの透明性の確保は、非常時のみならず、防犯にも有効です。
- ◇自動回転ドアは、高齢者、障害のある人、幼児などには危険を伴うことがあり、設置にあたっては、安全に十分配慮する必要があります。



[空港内のエレベーター]

ガラス窓が設けられたエレベーター。かごの中を見通せて内外の様子を確認できます。



[福祉施設の引き戸]

大きな引き手がつき開閉しやすい出入口の引き戸。また、ガラス窓で内外の様子を確認できます。

(7) 情報が伝わりやすいこと

わかりやすい施設案内、避難のための的確な案内板や、誘導用ブロックなどの誘導設備を設置します。

①わかりやすい施設案内

- ◇案内板やサインは、できるだけ見つけやすい位置に設置し、周辺の明るさや光の反射により、見えにくくならないように十分配慮します。また、遠くからでも理解できるように、大きい文字や図で標記し、案内板の文字や図が、はっきり区別できる配色にします。
- ◇外国人や小さな子供などにも理解しやすいように、平易な表現や図・絵文字（ピクトグラム）の活用にも配慮します。
- ◇建築物の出入口の案内や施設情報の提供などは、できるだけ文字、音声など、複数の方法で行います。
- ◇視覚障害者の誘導案内のために、誘導用ブロック（線状ブロック、点状ブロック）を適切に設置します。



[ホテルのロビー]

受付カウンターの脇に設置されている大型のディスプレイ。音声付の「館内情報」と「ニュース」、「天気予報」の文字放送が提供されています。



[空港のトイレ]

図・絵文字（ピクトグラム）と英語・中国語・ハングル語を併記し、多様な利用者に配慮した案内サイン。また、濃い色の地に、白い文字や図の配色をして読みやすくなっています。

②感覚に訴えるデザインの工夫

- ◇視覚情報ばかりでなく、聴覚や触覚なども活用して空間を把握し、行き先を確認したり、危険を回避している利用者もいます。「光」「色」「素材」さらに「音」を適切に使用して感覚に訴え、わかりやすく「誘導」や「危険回避」ができるようにします。

③避難のための複数の情報提供

◇非常時の避難のための誘導についても、文字、音声、見てわかりやすいサインなど、複数の方法による情報提供を行います。特にトイレやエレベーターなどの閉鎖された空間では、わかりやすい緊急情報の提供が重要です。

[公共施設の避難誘導]

避難誘導の表示(左のピクトグラム)と、非常時に点滅するフラッシュランプ(右下)と、非常放送用のスピーカー(右上)により、複数の方法で緊急情報を提供しています。



(8) 良いデザインであること

さりげなく、受け入れやすく、
美しいデザインとします。

◇材質や形などが特別な仕様のデザインではなく、さりげなく誰にでも受け入れやすく、美しいデザインとします。また、周辺環境とも調和した質の高いデザインとします。

(9) 使い続けられること

いつまでも利用方法の変化に対応して、
使い続けられるようにします。

◇社会環境の変化に伴う新しい機能への対応や、利用者のニーズの変化に対応して改修が必要になったとき、容易に工事ができるように配慮しておきます。

◇あらかじめ壁が移動できる建築の構造や、配管・配線などに自由度のある床・壁・天井の構造としておくと、わずかな材料の使用で、費用を節約した変更工事が可能となり、長期間使い続けることができます。

(10) 費用が妥当であること

一般的な材料などの使用により、
整備にかかる費用を妥当なものにします。

- ◇特別な仕様やデザインでなく、できるだけ一般的な材料や設備を使用します。
それにより費用が妥当なものになります。ユニバーサルデザインが一般的なものになれば、洗浄便座や自動水栓のように多くの人に使われ、製品として広く流通し、コストの低減へとつながります。
- ◇より多くの人にとって使いやすく、長く使い続けられるように、柔軟な計画をすることにより、将来の特別な仕様の変更が少なくなり、維持や改修にかかるコストが下がるため、トータルコストを低くおさえることにもつながります。



[公共施設の自動水栓]

自動水栓は手をかざすだけで使用できます。これらの製品は既に一般的な製品として流通しています。

2 ソフト面の整備について

誰もが快適に利用できる建築物とするためには、ハード面の整備にあわせ、「施設情報の提供」、「施設の運営上の工夫」、「人によるサービス」のソフト面を整備します。

利用者は、施設の内容を前もって知っておくと利用しやすく安心して使えます。そのためには、場所、施設内容、利用可能時間などの施設情報の提供が重要です。施設管理者は、施設の整備の主旨をよく理解し、常に利用状況や要望を把握し、それらを反映した工夫をして、施設を運営します。利用者のニーズに柔軟に対応できるように、人によるサービスを加えることで、より使いやすい建築物になります。

(1) 施設情報の提供

施設の内容がわかり、安心して利用できるように情報提供をします。

①事前の情報提供

利用者は事前に施設の情報を知ることにより、安心して利用できます。

事前に提供する情報としては、以下のようなものが挙げられます。

- ◇施設への交通案内
- ◇駐車場の設置の有無や位置
- ◇多機能トイレやエレベーターの設置の有無
- ◇手話通訳や筆談などの対応の有無
- ◇施設の内容や利用時間

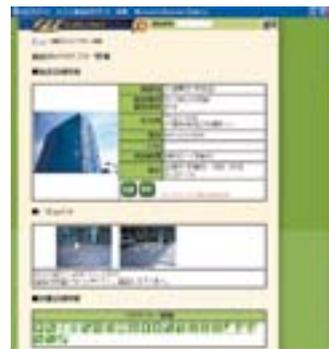
これらの情報は、入手しやすいように、インターネット上のホームページ、パンフレット、電話やFAXなど、複数の方法で提供します。また、複数の言語や点字などによる情報提供を行うことも大切です。

千葉県のホームページには、『ちばバリアフリーマップ』を掲載して、県内の主要な施設の駐車場やトイレなどのバリアフリー情報を提供しています。

<http://www.pref.chiba.jp/pbbfmap/>

また、千葉県では、「ユニバーサルなまち」という冊子を、発行しています。この中には、県内のユニバーサルデザインによる建築物の紹介だけでなく、快適な歩行空間や交通不便地域の解消を目指した取組、ソフト面の取組などの、多様な情報を発信しています。

右は「ユニバーサルなまち」2号(平成16年3月25日発行)です。



②施設入り口などでの情報提供

案内・受付の付近には、わかりやすい案内図（案内板）などを設置すると共に、利用可能なサービス、各部屋やトイレの配置などの施設情報を提供します。情報提供は、わかりやすい図、大きな文字、複数の言語による表示、音声による案内などの、多様な利用者に対応した様々な方法で行います。

点字による表示と音声案内がある案内板。誰にでも近づきやすい形状で、現在の位置・方向が確認でき、わかりやすくシンプルなデザインとなっています。



[福祉施設の玄関]

(2) 施設の運営上の工夫

利用しやすいように、運営上の工夫をします。

施設管理者はハード面の整備の主旨を理解し、誰にでも使いやすい運営をします。例えば、以下のようなものが挙げられます。

- ◇通路に通行を阻害するようなベンチや装飾品などを、置かないようにします。
- ◇多機能トイレなどは、使用頻度が少ないからといって鍵をかけたり、他の目的に使用することがないようにします。
- ◇パンフレットや資料を、車いす使用者などにも手が届きやすい場所に置いたり、また催事では音声、手話、文字による表示を行うなど、多様な利用者に配慮します。
- ◇室内の照度が低い場合、手話通訳者などへの照明を確保します。
- ◇障害のある人の生活を助ける身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）を同伴する利用者に配慮します。

このように、利用者の多様な状況や希望に応じ、施設がより利用しやすくなるように、運営上の工夫をします。



[ホテルのバリアフリーパンフレット]

ホテルの宿泊施設や貸し出し品について説明されており、FAXでそれらの予約もできます。



[ホテルの敷地内]
身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）のための排泄スペースが設けられています。

(3) 人によるサービス

利用者の多様なニーズに応じた、人によるサービスを提供します。

- ◇多様なニーズに対し、柔軟で適切な対応を行うためには、施設の利用案内、誘導、介助などの、人によるサービスの提供が必要です。ハード面の整備だけでなく、人によるサービスも提供することにより、より一層快適に使える施設となります。
- ◇施設に勤務している人たちのサービスばかりではなく、利用者がお互いに声をかけあうことも大切です。
- ◇非常時の避難にあたっては、管理者などによる人的な対応や、利用者相互の協力も重要です。



[空港の案内カウンター]



©Disney

[テーマパークの案内所]
聴覚障害のある方に対して、手話で施設の案内や相談に応じています。

この案内カウンターは、わかりやすい位置に設置されており、常時、人による施設の利用案内などが行なわれています。カウンターの高さが2種類あり、使いやすい高さを選べます。



[ホテルのレストラン]

視覚障害のある方に、係りの人による点字メニューや文書読み上げによる案内などのサービスを提供しています。

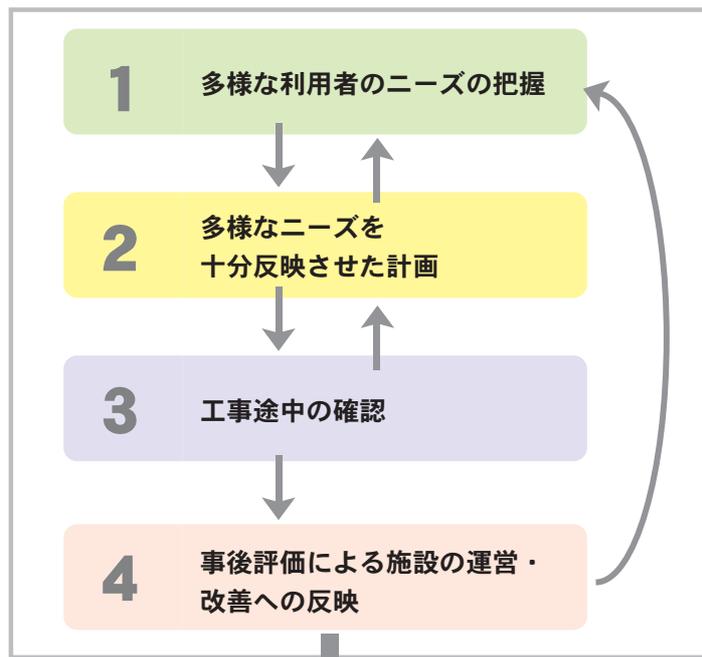
3

誰にでも使いやすい建築物 を実現する取組手順

多様な利用者のニーズを把握し、建築物の計画や設計、施設の運営、人によるサービスなどに反映させます。また、完成後も利用状況を調査・評価し、更に使いやすくなるように、改善していきます。

建築物の整備にあたって、事業者や設計者は、積極的に多様な利用者のニーズを把握し、計画や設計、施設の運営、人によるサービスなどに反映させるようにします。そのためには、建築物の計画、設計、施工のそれぞれの段階で意見の募集、アンケート、ワークショップ*⁹などの方法を工夫して、利用者のニーズを把握していくことが大切です。これらは建築物の規模や用途によって、その条件にふさわしい方法で進めます。このように、多様な利用者のニーズを尊重し、建築物を絶えず使いやすくしていく取組が大切です。

■ 誰にでも使いやすい建築物を実現する取組手順の例



事業者と設計者は、多様な利用者のニーズを把握します。

事業者と設計者は、多様な利用者のニーズを踏まえて計画に反映します。

工事途中に、実際の建築物、家具、設備を点検し、使いやすさを確認します。

施設の利用開始後、利用状況を調査・評価し、運営・改善などに反映します。また改善にあたっては、同様の過程を繰り返していきます。

ユニバーサルデザインによる建築物の経験や評価を蓄積し、更に改良した技術と手法を、活用していきます。

経験の蓄積と活用

**利用者、事業者、設計者等が連携して、
よりよいデザインを追求し続けていきます。**

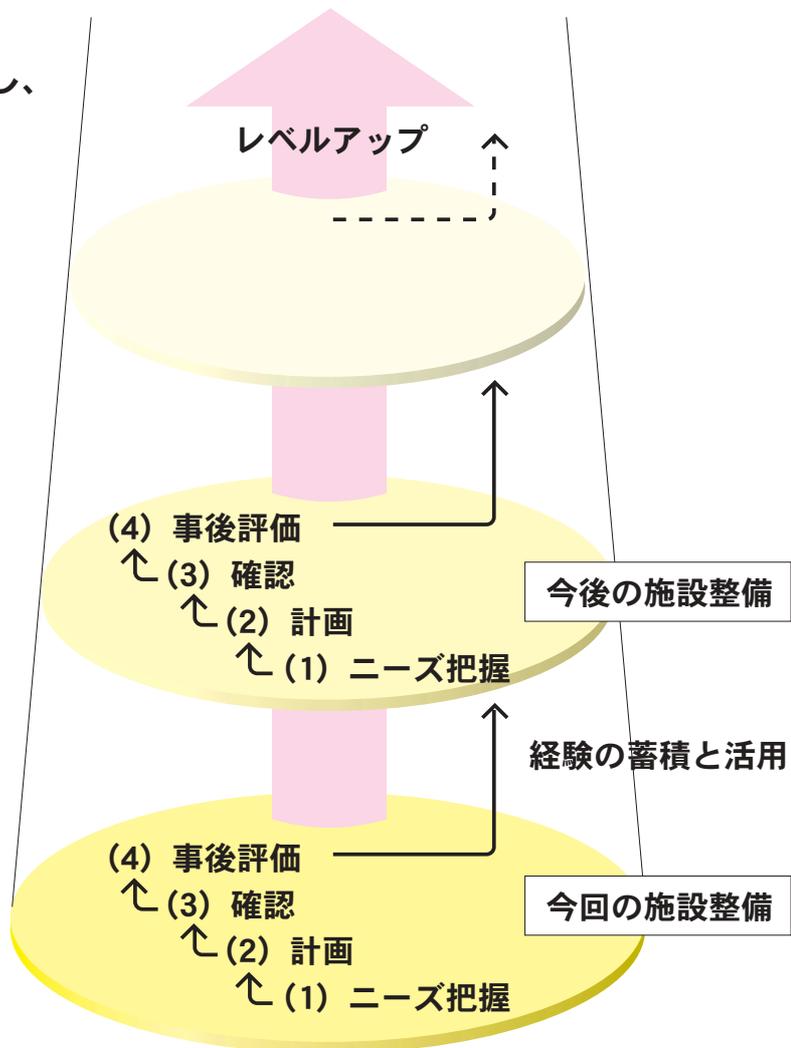
利用者、事業者、設計者等が連携して、
よりよいデザインを追求し続けていきます。

経験を蓄積し、 よりよいデザインを追求し、 活用していくイメージ図

ユニバーサルデザインでは、常に新たな技術の導入や、工夫・改良を重ね、公平に、より安全・安心・快適に利用できるデザインにしていくことが大切です。

県民、事業者、設計者、施工者、NPO*⁶、研究者、行政が、建築物の整備にかかる手順や手法などの情報・経験を蓄積し、それらを伝え合っていくことにより、整備の考え方や技術をレベルアップしていきます。

その過程もユニバーサルデザインといえます。



(1) 多様な利用者のニーズの把握

事業者と設計者は、多様な利用者のニーズを把握します。

II

誰にでも使いやすい建築物の整備指針

事業者と設計者は、様々な工夫をして、幅広い年齢層、様々な国籍、男性と女性、多様な能力の利用者などのニーズを把握します。

例えば、以下のようなものが挙げられます。

◇アンケート

◇利用者へのヒアリング

◇多様な利用者が参加したワークショップ*⁹

◇現地などでの具体的な計画内容の説明会

◇同様な建築物の利用状況の調査

多様な利用者が意見を交換するワークショップ*⁹では、NPO*⁶や専門家などの協力を受ける方法もあります。また、インターネットを活用した意見の募集も有効です。

よく似た既存の施設を調査して、良いところや改良が必要なところを、知ることで、ニーズを把握することができます。

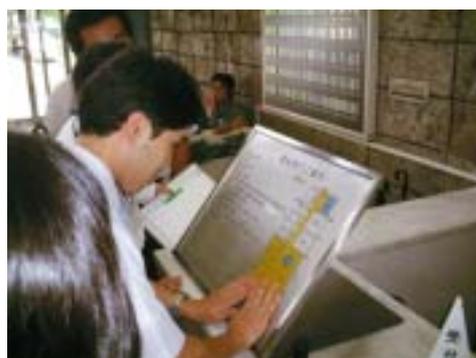


[既存施設の調査]



[調査後の話し合い]

障害のある方に使用してもらい、意見を聞くことで、どのような整備が望ましいのか、具体的なニーズを把握することができます。



(2) 多様なニーズを十分反映させた計画

事業者と設計者は、多様な利用者のニーズを踏まえて計画に反映します。

事業者と設計者は、ニーズを踏まえた計画案を作成し、利用者への説明などを経て、多様なニーズを反映した計画にしていきます。

多様な利用者のニーズを満たし、それを機能的、技術的、経済的に計画に反映させるには、設計者に豊富な知識や経験などが求められます。また、ニーズを的確に反映するため、専門性を持った中立的な立場の研究者や専門家に協力を得る方法もあります。



参加した市民の考えを絵や図にして表現し、施設に盛り込みたい内容をまとめている様子です。



建築の模型を使って検討している事例です。

(3) 工事途中の確認

工事途中に、実際の建築物、家具、設備を点検し、使いやすさを確認します。

工事途中に事業者、設計者、利用者などが、実際の建築物、家具、設備の広さ・位置・高さ・使い勝手などを点検し、使いやすさを確認します。

この時点で、更に問題点の改善や、使いやすくする工夫をしていくことも大切です。

なお、多様なニーズを反映した計画のとおり施工されるには、設計者は図面などに設計意図をわかりやすく表示し、施工者はユニバーサルデザインの意図を十分理解して工事を進めます。

(4) 事後評価による施設の運営・改善への反映

施設の利用開始後、利用状況を調査・評価し、運営・改善に反映します。

建築物の利用開始後にも、利用状況の調査などを行い、運営・改善等に反映し、更に使いやすいものにしていくことが大切です。

III 安全、安心、快適に 住み続けられる住まいの整備指針

**住み手のライフスタイル*⁷や家族構成などにあわせ、
安全、安心、快適に住み続けられる住まいとします。**

住まい方は一人ひとりのライフスタイル*⁷や家族構成などによって様々であり、住まいもそれを反映して多様なものとなります。

近年、ケアハウス*¹⁰、グループホーム*¹¹、老人ホーム、コレクティブハウス*¹²など、多様な住まいの形も出現しています。

どのような形の居住形態であっても、住まいは、一人ひとりの個性やライフスタイル*⁷に合わせて、毎日の生活が安全、安心、快適に暮らせるよう配慮されているばかりでなく、将来身体機能が低下した時にも、不自由なく暮らせる準備がしてあることが大切です。

1 ライフスタイルや家族構成へ適合すること

住まいは、住み手一人ひとりのライフスタイル*⁷や家族構成に適合する、間取りや各部屋の構成になっているばかりでなく、将来の身体や家族構成の変化に対応できるようにしておきます。

そのためには、住み手が家族みんなで、設計者や施工者などの作り手とともに、住み方や将来の家族像をよく検討し、計画づくりをすることが大切です。

また、住み手の意見をよくきき、そのライフスタイル*⁷を理解し、それらに対応した住まいを創り出すことのできる作り手を、選ぶことも大切です。

2 安全・安心に暮らせること

暮らしの中の様々な動作に対して、「安全」であるように建築物の各部位を構成し、「安心」して暮らせるようにします。

例えば、以下のようなものが挙げられます。

◇玄関までの歩きやすい通路

◇すべりにくい床材

◇立ち上がったたり、移動に必要な手すりの設置

◇ゆるい勾配や途中で踊り場のある階段

◇足元を照らす照明の設置

住まいは、耐震性や防火性に配慮されているのはもちろんのこと、ピッキングされにくい鍵の設置や、敷地内に死角がないなど、防犯性に配慮されていることも大切です。

非常時に安全に避難できることや、外部に連絡ができることも「安心」して暮らせるための大事な点です。

Ⅲ

モニターを見ながら訪問者と話ができるインターホン。訪問者を確認して対応できるので安心です。

また、緊急時にトイレなどから異常を家族に知らせる機能も付いています。



休んだり、負担なく靴の履き替えができるように、玄関に腰掛けを設け、立ち上がったたり、移動に必要な手すりを設置しています。なお、腰掛けは折りたたんで収納することができます。



3 快適に暮らせること

快適に暮らすために、陽当たりや通風などを良好にします。適度な明るさを確保するとともに、体温調節が難しい人などにも配慮した、室内の温熱環境を確保します。

また、掃除がしやすい、照明器具の電球交換がしやすいなど、毎日の生活動作に負担が少なく、健康を害しない材料の使用などにも配慮します。

4 移動しやすいこと

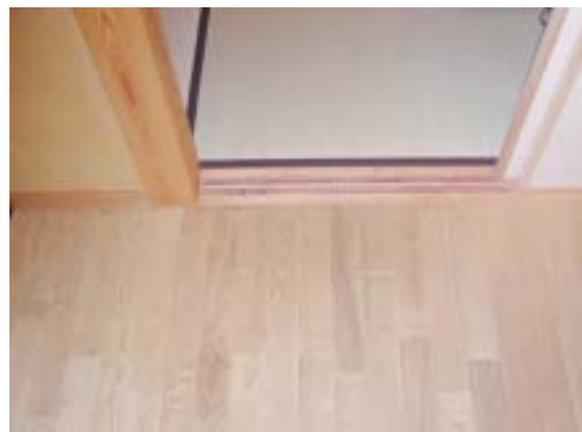
道路から玄関、室内の廊下や部屋間に段差がなく、安全に、身体に大きな負担がなく移動できるようにします。

例えば、以下のようなものが挙げられます。

- ◇十分な広さをとった出入口
- ◇手すりの設置された廊下
- ◇段差のない出入口
- ◇寝室とトイレ・浴室が近い場所にある部屋の配置



浴室の入口には段差がないので、負担なく移動できます。



洋室と和室との間に段差がなく、移動しやすくなっています。

5 使いやすいこと

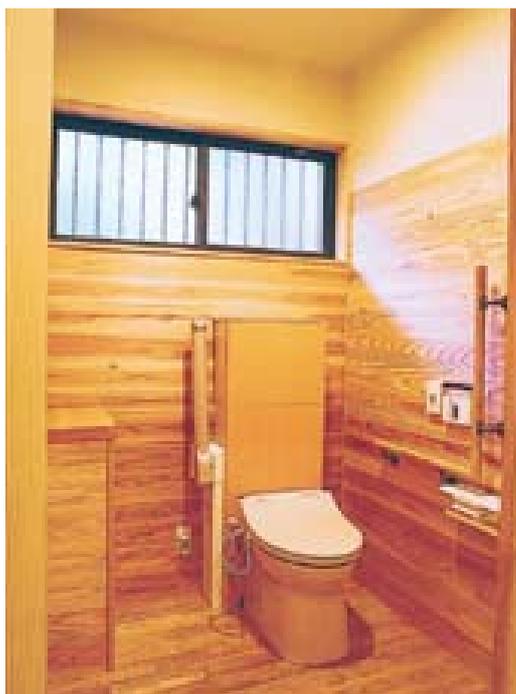
住まいの中の様々な動作や機器の操作のために、適切なスペースの確保などにより、動作に負担が少なく楽に使えるようにします。

例えば、以下のようなものが挙げられます。

- ◇将来身体機能が低下した時や、介助が必要になった時にも支障なく利用できるような、トイレや浴室のゆとりあるスペース
- ◇使いやすい位置や形状で冷たくない材質の手すり
- ◇スムーズに開け閉めできる引き戸やレバーハンドルのドア
- ◇開閉しやすく出し入れに負担のない収納
- ◇使いやすい水栓や大きなスイッチ

Ⅲ

安全、安心、快適に住み続けられる住まいの整備指針



広めのスペースを確保したトイレ。手すりや緊急通報装置が整備されています。



洗面所から浴室までの一連の動作がしやすい、ゆとりあるスペースを設けています。

6 わかりやすく、危険につながらないこと

住まいの設備機器などは、使用方法がわかりやすく、使いやすく、そして間違いにくく、たとえ間違っても危険につながらず、簡単に修正できるものを設置します。



浴室給湯器のコントロールパネル。基本の操作ボタンが大きく表示され、使用方法が、わかりやすくなっています。細部の調整は、蓋つきの部分に収納されています。



混合水栓には、誤操作しにくいように赤色のストッパーボタンがついており、温度確認もしやすくなっています。

7 改善しやすいこと

将来の身体機能の低下や、家族構成の変化に対応し、容易に住まいの改善ができる配慮をあらかじめしておきます。

例えば、以下のようなものが挙げられます。

◇身体状況に合わせて、手すりが設置できる、下地の補強

◇間仕切りの変更がしやすいような、構造計画

◇住まいの改善にあわせて、設備の取替えや、配管・配線などの変更がしやすいような、設備計画

また、改善や間取りの変更が必要になった時には、本人と家族が改善の方法や生活の仕方を十分検討するとともに、設計者や施工者ばかりでなく、医師、理学療法士*¹³、作業療法士*¹⁴、福祉関係者などの専門家のアドバイスを受けることが、より住みやすい改善や変更につながります。

Ⅲ

安全、安心、快適に住み続けられる住まいの整備指針



改善工事で後から設置したホームエレベーター。医師、理学療法士*¹³などの専門家のアドバイスを受けながら、身体の動作を考慮して、動線計画を行い、エレベーター前に十分な広さを確保しています。



間仕切りを変更して、トイレと洗面所を一室に改造し、車いすの使用や、介助に必要な広さを確保しています。

8 地域の人々と交流し、支えあうこと

豊かな生活を過ごし、安心して住み続けられるためには、地域の人々と交流したり、支えあったりすることが大切です。

そのためには、友人や近隣の人々が訪問しやすい玄関や居間などの構成や間取りを検討します。縁側やサンルームの設置なども考えられます。



居間から段差なく出られる広いテラスは、庭が接する道路からも出入りでき、近所の方々との交流の場になっています。



居間に面して広い土間を設け、来訪者と交流しやすい空間になっています。

III

安全、安心、快適に住み続けられる住まいの整備指針

IV ユニバーサルデザインによる建築物を実現するために

ユニバーサルデザインによる建築物を実現するためには、県民、事業者、設計者、施工者、NPO*⁶、研究者、行政が互いに協力し、それぞれが自らの問題としてユニバーサルデザインの考え方を理解し、積極的に実践していくことが求められています。

(1) 県民の役割

建築物におけるユニバーサルデザインについて理解し、利用者として、建築物の整備の過程に参加し、意見を発信していきます。また、自らが住まいなどの建築物を造るときも、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れて整備していきます。

(2) 事業者の役割

ユニバーサルデザインによる建築物についての理解を深め、多くの利用者のニーズを反映した建築物の整備に取り組みます。また、利用状況の調査などを行い、適切な施設の運営・改善を行います。

(3) 専門家やNPOの役割

①設計者の役割

ユニバーサルデザインによる建築物についての理解を深め、多くの利用者のニーズを把握し、計画に反映するよう取り組みます。また、事業者などに、ユニバーサルデザインによる建築物の整備の重要性を、十分説明していくことが大切です。

②施工者の役割

ユニバーサルデザインによる建築物についての理解を深め、設計の意図を十分把握し、利用者のニーズを把握した施工を行うことが重要です。

③NPO*⁶の役割

社会的役割やその特性・能力を生かし、行政や事業者と協力して、ユニバーサルデザインによる建築物の整備にかかわっていくとともに、利用者のニーズの把握や施設の運営・改善への取組などを支援することが大切です。

④研究者の役割

ユニバーサルデザインについての調査・研究による専門的な知見や情報を生かして、ユニバーサルデザインの考え方の普及に努めるとともに、ユニバーサルデザインによる建築物の考え方や手法を提案し、整備の推進に寄与することが大切です。

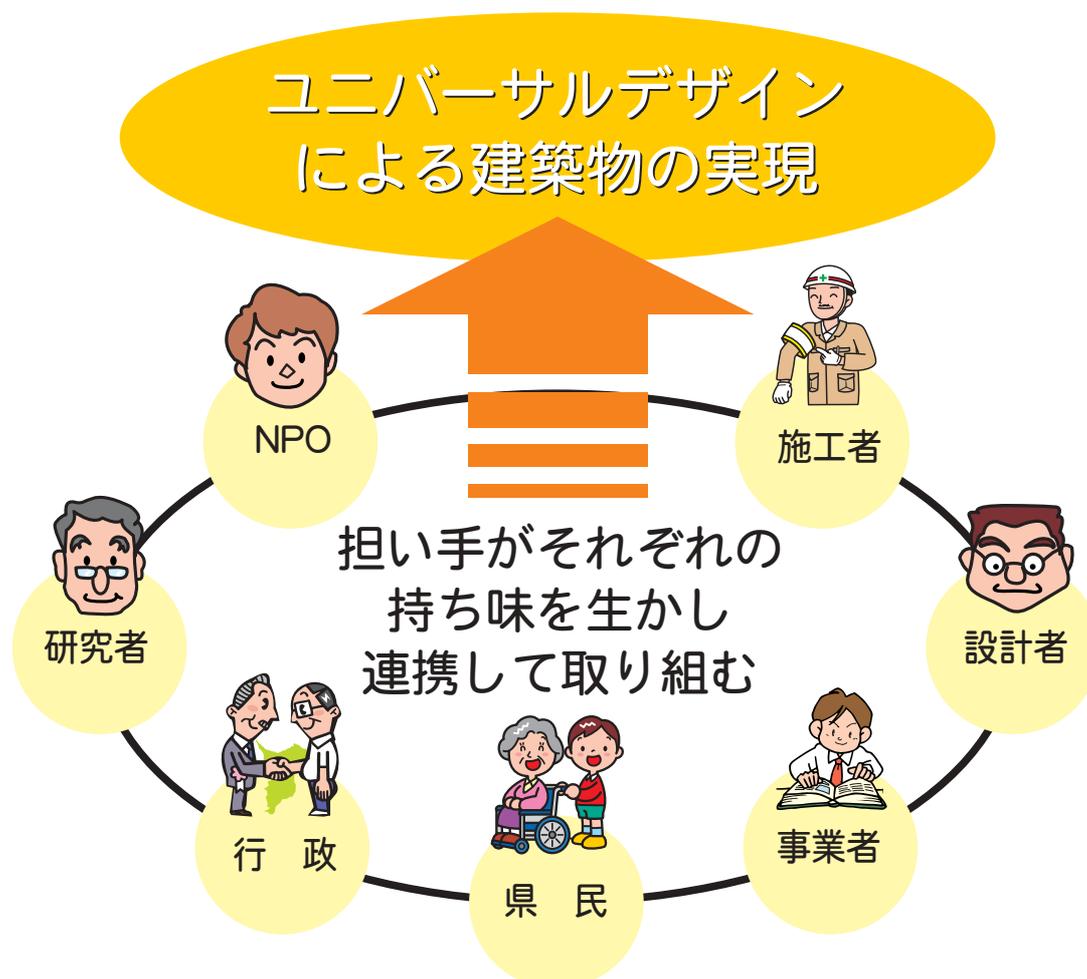
(4) 行政の役割

① 県の役割

- ◇県民とともに、ユニバーサルデザインに関する総合的な施策を策定します。
- ◇県有建築物について、ユニバーサルデザインによる整備を推進します。
- ◇ユニバーサルデザインに関する施策の策定や、整備の推進のため、市町村と相互の連携を図ります。
- ◇子どもから高齢者まで、幅広い県民に、ユニバーサルデザインの考え方を普及するとともに、先進的な事例を広く県民に公開・提供していきます。
- ◇県民、事業者、設計者、施工者、NPO*⁶、研究者と協力して、ユニバーサルデザインによる建築物の整備の推進を図ります。
- ◇経済社会情勢の変化や、新たな技術開発に対応して、常に進化しているユニバーサルデザインの考えを継承させるために、必要な調査・研究を行います。

② 市町村の役割

県民に身近な行政機関である市町村は、地域の実情に応じたユニバーサルデザインの施策を推進するとともに、市町村有建築物について、ユニバーサルデザインによる整備を促進することが重要です。



ユニバーサルデザインの担い手の連携・協カイメージ

V 資料編

(1) 用語解説 *掲載順に編集しています

*1 身体障害者手帳

身体障害者福祉法の別表に掲げる一定以上の障害がある人に対し、申請に基づいて障害程度を認定し、法に定める身体障害者であることの証票として都道府県知事が交付するものです。各種の援護施策の基本となっており、税の控除・減免やJR運賃の割引などについても、手帳の交付をうけていることがその対象の要件となっている場合があります。

*2 千葉県福祉のまちづくり条例

(平成8年3月25日 千葉県条例第1号)

病院、劇場、共同住宅、学校などの不特定かつ多数の人が利用する建築物の他、公共交通機関の施設、道路、公園などを対象とし、整備基準を定めて、適合するように求めています。一定規模以上のこれらの施設を新設又は改修する時には、あらかじめ届出をする必要があります。整備基準に適合した施設で請求があった場合には、適合証が交付されます。

*3 ハートビル法

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の通称です。不特定多数あるいは多数の者が利用する建築物を、高齢者や身体障害者などが円滑に利用できるようにすることを目的としています。

*4 交通バリアフリー法

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化に関する法律」の通称です。公共交通機関のバリアフリー化について、具体的な目標を定め推進するとともに、市町村により作成される計画により、旅客施設を中心とした一定地区内の道路などを重点的かつ一体的に整備促進することを目的としています。

*5 バリアフリー化推進要綱

社会のバリアフリー化に取り組むための具体的な指針として、2004年6月30日に内閣府で決定したものです。国民一人ひとりが社会の活動に参加し、余暇活動などを通じて心の豊かさや生きがいを感じることができる環境の形成が必要である、としています。

*6 NPO

「民間非営利活動団体」、「民間公益組織」などと訳されています。非営利（利潤追求・利益配分を行わないこと）と同時に、非政府であること、自主的、自発的な活動を行うことなども意味しています。市民団体、ボランティア活動の推進団体、公益法人の一部などを指し、特定非営利活動法人法に基づく法人（いわゆるNPO法人）を指して使われることもあります。

*7 ライフスタイル

ライフスタイルは一般的には「生活様式」ですが、本指針では、生活の仕方に対するその人なりの考え方や行動、生活の特徴などを含めて使用しています。

*8 オストメイト

人工肛門や人工膀胱を保有する人のことをいいます。外科手術により肛門や膀胱を摘出し、代わりに「ストーマ」と呼ばれる排泄口を腹部に作り、そのストーマに補助具（蓄便袋、蓄尿袋）を装着し、たまったところでトイレに流すなどの方法で処理しています。排便、排尿処理が大変なために、外出を控えている状況があります。

*9 ワークショップ

参加者が自ら参加・体験などをし、共同作業をとおして、学びあったり創り出したりする、研究集会や会議をいいます。本指針では、多様な利用者と共に、既存の建築物の点検・評価をしたり、建築物の使い方を検討するなど、多様な利用者のニーズを把握する手法の一つとして提案しています。

*10 ケアハウス

在宅介護対応型軽費老人ホームのことです。高齢者の生活に配慮した構造や設備をもつ集合住宅で、入浴・食事などのサービスが提供されます。

*11 グループホーム

地域社会の中にある住宅（アパート、マンション、一戸建てなど）において、数人の高齢者・障害者などが、一定の経済的負担を負って共同生活する形態をいいます。同居あるいは近隣に居住している専任の世話人により、食事の提供、相談、その他の日常生活援助が行われています。

*12 コレクティブハウス

私生活の領域とは別に共用空間を設け、食事・育児などを共にすることを可能にした集合住宅をいいます。

*13 理学療法士

病気やケガにより、日常生活に支障をきたした人に対して、「起きる」「立つ」「歩く」などの基本的な動作能力の回復をはかるため、身体と心の両面から治療に取り組むとともに、様々な訓練や指導などを行う専門家をいいます。

*14 作業療法士

身体又は精神に障害のある人を対象にして、日常生活や社会生活を再建できるように、家事や職業、手工芸、レクリエーションなど、様々な作業活動を用いて、病院などで行われる治療や訓練、援助などを行う専門家をいいます。

(2) 助言等

千葉県建築物ユニバーサルデザイン整備指針の策定に当たって、千葉県建築物ユニバーサルデザイン推進検討委員会を設置し、検討を進めました。

千葉県建築物ユニバーサルデザイン推進検討委員会名簿

委員長	高橋 儀平	(東洋大学工学部建築学科教授)
副委員長	園田 眞理子	(明治大学理工学部建築学科助教授)
委員	秋元 昭臣	(京成ホテル株式会社企画部部长)
	大沼 秀彦	(平成16年度 八千代市都市部部长)
	岡田 博美	(千葉県建築士会女性委員会委員長)
	神垣 升	(平成15年度 八千代市都市部部长)
	徳田 良英	(帝京平成大学健康メディカル学部理学療法学科講師)
	藤田 敦子	(NPO法人千葉・在宅ケア市民ネットワークピュア代表)
	三島木 和香子	(NPO法人秋桜常任理事)
	蓑輪 裕子	(聖徳大学短期大学部生活文化学科講師)

(委員長、副委員長以外五十音順、敬称略)

(3) 資料提供等協力先

千葉県建築物ユニバーサルデザイン整備指針の策定に当たって、写真の提供や調査に協力を頂きました下記の皆さまに御礼申し上げます。

●ご協力頂きました皆さま（五十音順）

- ・社会福祉法人 A J U自立の家 わだちコンピュータハウス
- ・株式会社 オリエンタルランド
- ・京成ホテル 株式会社
- ・N P O法人 秋桜
- ・N P O法人 子どもネット八千代
- ・S T U D I O 3
- ・社団法人 千葉県視覚障害者福祉協会
- ・社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会
- ・千葉県聴覚障害者連盟
- ・N P O法人 千葉・在宅ケア市民ネットワークピュア
- ・成田国際空港 株式会社
- ・社団法人 日本オストミー協会千葉県支部
- ・N P O法人 ネット房総
- ・八千代市
- ・社会福祉法人 八千代市身体障害者福祉会
- ・八千代商工会議所
- ・株式会社 ユアエルム京成
- ・株式会社 ゆま空間設計
- ・四街道市

(4) 協力

財団法人 国土技術研究センター

ユニバーサルデザインは、
常によりよいものにしていこうとする考え方が大切です。
本指針についても、これからも県民の皆様とご一緒に、経験を積み重ね、
よりよいものにしていくことが大切と考えています。
今後ともご意見、ご提案をいただけるよう、
ご協力をお願いいたします。

ご意見、ご質問等問い合わせ先

千葉県 県土整備部 建築指導課

電 話：043-223-3186 F A X：043-225-0913

E-mail：kenchik@mz.pref.chiba.jp

ホームページ：http://www.pref.chiba.jp/syozoku/j_kenchiku/index.html